

## 令和4年度事業計画

### < 馬の改良増殖、保護利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業） >

#### 第1 一般会計予算事業

##### 1. 登録事業

公益社団法人日本馬事協会登録規程、同事務細則、個体識別証明実施要領に基づき、北海道においては輓系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輓系馬及び乗系馬、青森、島根、熊本、宮崎の各県においては輓系馬を主体に、血統登録、繁殖登録及び個体識別証明（以下「登録等」という。）を行う。

また、その他の地域においても、随時、登録等を行う。

##### (1) 登録事務の推進

登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、当協会本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事務の推進を図る。

##### ア 登録審査委員の委嘱

馬に関する学識経験者、馬に関する農業団体等及び本会の役職員のうちから、人事異動等必要に応じ、登録審査委員として適任者を委嘱（又は任命）し、登録審査委員の確保を図る。

##### イ 登録実務者研究会等の開催

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象とした登録実務者研究会に加え、新たに登録審査委員候補者（登録審査補助員等）を対象とした登録審査講習会を開催し、審査技術の向上を図る。

##### (2) 登録等の審査

登録申込みのあった馬については、関係書類及び実馬を審査するとともに、血統及び個体識別の明確化を図るため、必要と認めるものは毛色及び親子判定のためのDNA型検査を公益財団法人競走馬理化学研究所に委託して実施し、登録等を行う。

〔登録見込頭数〕

(単位:頭)

区 分	輓 系 馬	乗 系 馬	小 格 馬	在 来 馬	計
血 統 登 録	1,111	230	169	142	1,652
繁 殖 登 録	267	50	53	42	412
個 体 識 別 証 明	—	50	41	—	91
計	1,378	330	263	184	2,155

(3) 登録証明書の交付等

登録した馬については、登録証明書を交付するとともに、登録名簿に登載する。

(4) 登録事務の整備

登録情報の集積・管理を行い、各種登録情報を関係団体に提供するとともに、当協会ホームページに馬関連団体情報として公開するため、登録システムの保守及び必要に応じて改修を行う。

(5) 登録業務の普及啓発

登録関係規程、登録業務の流れ、登録申請書の様式、登録に関する法令の改正等をホームページに掲載するなど登録業務を普及啓発するため、当協会のホームページを逐次更新する。

## 2. 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬等の生産育成指導

ア 生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導促進するため、指導技術者及び事務員各1名を置く。

イ 乗用馬の生産育成促進指導

(ア) 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に適した生産体制に係る乗用馬生産育成技術検討会を開催するとともに、生産地で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成について助成する。

(イ) 内国産乗用馬の資質向上を図るため、国内及び海外の乗用馬市場等において優良な血統の種馬を選定・購買し、乗用馬の主要な生産地に配置（貸付）し、その利用促進を図る。

(2) 日本在来馬の保存活用推進

ア 連絡調整事務

日本在来馬の保存・活用に係る各馬種（8馬種）の保存団体の円滑な運営と活性化を図るための連絡調整等を行う。

イ 日本在来馬の保存登録

日本在来馬の保存のため、北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬、宮古馬及び与那国馬について登録を行う。

ウ 保存活用推進会議の開催

日本在来馬の各保存団体の活動及び利活用等に関する意見を交換し、諸課題の検討及び今後の日本在来馬の保存の在り方について広く議論を行うための全国会議を開催する。

### 3. 重種馬等の生産振興対策事業

#### (1) 種馬（種雄馬及び種雌馬）の整備

重種馬の資質向上及び増産、並びに重種馬生産の担い手を確保するため、国内外から種馬（種雄馬及び種雌馬）を購入又は借り受けするとともに、それらを重種馬の主要な生産地に配置（貸付）する。

##### ア 種雄馬の導入

(ア) 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場で生産育成された重種馬の基幹的品種であるペルシュロン種等の種雄馬を借り受け、重種馬の主要な生産地に配置する。

(イ) ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から、種雄候補馬を選定・購買し、重種馬の主要な生産地に種付用種雄馬を配置する。

また、選定・購買した種雄馬（日本輓系種）から凍結精液を製造・保管し、希望する生産地に凍結精液を配付する。

(ウ) 重種馬の基幹的な品種であるペルシュロン種等の改良増殖を推進するため、これらの原産国であるフランスから馬凍結精液を試験輸入する。

##### イ 種雌馬の導入

(ア) 重種馬の基幹的な品種であるペルシュロン種等の改良増殖を推進するため、これらの原産国であるフランスにおいて生産育成された種雌馬を選定・購買し、重種馬の主要な生産地に貸し付けを行う。

(イ) ばんえい競馬の競走馬の中から、繁殖雌馬として活用する種雌馬を選定・購買し、重種馬の主要な生産地に貸し付けを行う。

#### (2) 重種馬等の生産推進

##### ア 種馬（種雄馬及び種雌馬）の適正配置

###### (ア) 配置協議会の開催

独立行政法人家畜改良センターから借り受けた種雄馬の適正な配置先を決めるため、配置協議会を開催する。

###### (イ) 種馬（種雄馬及び種雌馬）の管理指導

重種馬の主要な生産地に配置（貸付）した種馬（種雄馬及び種雌馬）を適正に管理するため、配置（貸付）馬の飼養管理先を巡回し、飼養管理状況の把握とともに管理指導を行う。

###### (ウ) 種雄馬名簿の作成配付

交配種雄馬の選定等の参考に資するため、種雄馬名簿を作成するとともに、関係団体等に配付する。

イ 重種馬等の生産振興

(ア) 重種馬の生産技術指導の促進

農業団体等による重種馬生産者への生産技術指導を促進するため、馬関係の技術者及び生産者等を対象とした技術講習会の開催や生産技術に関する巡回指導等を行う農業団体等に対し、重種馬生産技術指導奨励金交付規程に基づき指導奨励金を交付する。

(イ) 研修会等の開催

馬技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、馬事技術者養成研修会、馬診療技術研修会、生産技術研修会、削蹄技術研修会及び馬の担い手養成研修会を開催する。

**4. 馬事普及啓発推進事業**

(1) 馬事普及特別対策

ア イベント活性化推進

農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が開催する馬事普及に関するイベント、馬力大会等に対し、その経費を補助する。

イ 生産技術研修

農業協同組合、農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う生産技術研修に対し、その経費を補助する。

ウ 調査研究

農業協同組合連合会等が行う重種馬の生産技術に係る調査研究に対し、その経費を補助する。

エ 共進会等推進

農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う共進会の開催に対して、その経費を補助する。

(2) 馬事思想普及教材の作成配付

馬への関心や親しみを広く一般の人々に持ってもらうための普及啓発用教材（パンフレット等）を作成するとともに、過去に作成した普及啓発用教材を含め、それらの活用を希望する団体等に対して配付し、馬事思想の普及向上を図る。

(3) 馬事関係資料の収集

必要に応じ、国内外の馬事関係資料の収集、リニューアル及び海外文献を翻訳又は分析し、普及啓発資料として活用し、馬事思想の普及向上を図る。

#### (4) 重種馬学術調査の実施

重種馬の生産技術の向上及び改良増殖の推進に資するため、以下の大学と共同で学術調査を行う。

- ア 運動能力力学に関する調査研究（山口大学との共同研究）
- イ B L U P法による馬能力検定に関する調査（京都大学との共同研究）
- ウ 呼吸器疾患に関する調査研究（帯広畜産大学との共同研究）
- エ 受精卵移植技術に関する調査研究（帯広畜産大学との共同研究）

#### (5) 優良重種馬生産者等表彰の実施

重種馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競馬の競走馬生産の指標となる基幹2競走（黒ユリ賞及びビレネー記念）の出走馬の生産者及び特に優良な繁殖成績を示す繁殖雌馬（多産馬）を表彰する。

#### (6) 重種馬生産地懇談会

重種馬生産地において生産者等と意見交換及び現地調査を行い、重種馬生産の実態等を把握するため、地域懇談会を開催する。

#### (7) 重種馬等生産振興推進会議の開催

重種馬生産地を3地区（北海道・東日本・西日本）に区分し、各地区の生産者や関係団体と意見交換を行い、事業の立案及び今後の重種馬生産振興に資するため、重種馬等生産振興推進会議（ブロック会議）を開催する。

### 5. 馬事振興に関する検討会の開催

馬事関係団体等が連携して取り組むべき馬事振興策等について検討を行うため、必要に応じ、検討会を開催する。

### 6. 食肉処理施設調査事業

馬の処理実績がある国内食肉処理施設に対し、馬の食肉利用の実態把握等の調査を行う。

### 7. 馬の輸入精液証明書発給等事業

フランスから日本国向けに輸出される馬凍結精液に係る日本国内向け精液証明書の発給及びこれに関連する業務を行う。

### 8. 褒賞事業

重種馬等の生産振興を図るため、主要な生産地域で開催される馬の共進会の優秀馬の生産者、ばんえい競馬の重賞・特別競走の優勝馬の馬主等に対する褒賞を行う。

## 9. 広報事業（法人管理事項を含む。）

ホームページを活用した広報活動を行うとともに、「馬事協会だより」を年2回発行して会員等に配付する。

## 第2 特別会計予算事業

### 1. 在来馬種保存事業

在来馬種の保存及び利活用を推進するため、次の事業を行う。

#### (1) 在来馬種保存対策

各保存会に対して、在来馬種の保存及び利活用を行うために必要な飼育管理費、保存活用研究費及び施設等整備費を助成するとともに、専門家を派遣して飼養管理技術の向上を図る。

#### (2) 絶滅危惧種対策

絶滅が危惧される3馬種（野間馬、対州馬、宮古馬）の保存会に対して、必要な施策（施設整備、繁殖技術指導）を行う。

#### (3) 寄付金活用対策

寄付金を活用した日本在来馬種の繁殖成績向上に必要な機械・器具等の貸し付けを実施する。

### 2. 馬受精卵移植技術の実用化推進事業

馬の受精卵移植技術の実用化を図るため、次の事業を行う。

#### (1) 事業推進委員会の開催

学識経験者等で構成される事業推進委員会を開催し、事業を効率的かつ円滑に実施するための検討及び達成目標の確認等を行う。

#### (2) 受精卵移植技術の実用化

受精卵移植体制を確立するため、受精卵移植及び採卵に必要な器具機材の整備を行う。

## < 法人管理事項 >

### ○ 総会等の開催

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。